

燃料油メーターの種類 (主なもの)

燃料油メーターの検定には有効期間があります。

自動車等給油メーター

(ガソリン・軽油・灯油を給油するメーターで固定式のもの)

検定有効期間：7年



小型・大型車載燃料油メーター

検定有効期間：5年



いずれのメーターも検定を受ける前に、まずメーカーに修理の相談をしてください！

取引・証明用燃料油メーターに付される証印

検定証印
(都道府県知事が付すもの)



基準適合証印
(メーカーが付すもの)



有効期限の年月
(元号表示省略) 30.6



製造プレート

(貼付位置は機種によって異なります。)



計量法根拠規定

○計量法第16条 (使用の制限)

検定証印又は基準適合証印が付されていない特定計量器や検定有効期間を経過した特定計量器は、取引・証明に使用できません。

○計量法第72条 (検定証印)

検定に合格した特定計量器には検定証印を付します。

○計量法第96条 (基準適合証印の表示)

指定製造事業者は、製造した特定計量器に基準適合証印を付すことができます。

○計量法施行令第18条 (検定証印等の有効期間のある特定計量器)

上記燃料油メーターの検定有効期間が定められています。

○計量法第172条

同法第16条に違反した場合は、「6ヶ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する」とあります。

一定期間経過した取引・証明用燃料油メーターは
県知事による検定が必要になります。

【このチラシに関するお問い合わせ先】

福島市商工観光部 商工業振興課 商業振興係

〒960-8601 福島市五老内町3-1 電話 024-525-3720

E-mail keiryou@mail.city.fukushima.fukushima.jp